

○流山市広告物条例

平成30年10月10日
条例第39号

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 屋外広告物等の制限等（第7条 第30条）
- 第3章 特定屋内広告物に関する制限等（第31条 第33条）
- 第4章 審議会への諮問（第34条）
- 第5章 雑則（第35条 第37条）
- 第6章 罰則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）並びに特定屋内広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- （2）特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

（景観計画との関係）

第3条 この条例に基づき行う屋外広告物等又は特定屋内広告物に関する規制は、流山市景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により本市が定める景観計画をいう。）に則して行うものとする。

(広告物等の在り方)

第 4 条 屋外広告物等又は特定屋内広告物 (以下「広告物等」という。) は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(広告物等を表示し、又は設置する者の責務)

第 5 条 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例及びこれに基づく規則に定める基準に適合するよう、自らの責任において広告物等を表示し、又は設置しなければならない。

(広告主の責務)

第 6 条 広告主 (広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者をいう。以下同じ。) は、当該委託を受けた者に対し、これらの行為がこの条例の定めるところにより適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 2 章 屋外広告物等の制限等

(禁止屋外広告物等)

第 7 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

(地域区分ごとの表示等の制限)

第 8 条 屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限する必要に応じ、本市の地域、区域又は場所を第 1 種規制地域、第 2 種規制地域、第 3 種規制地域、第 4 種規制地域及び第 5 種規制地域に区分し、これらの地域の区分ごとの制限の内容は、規則で定める。

2 第 1 種規制地域は、次の各号のいずれにも該当する地域、区域又は場所とする。

- (1) 流山市景観条例 (平成 1 9 年流山市条例第 4 8 号) 第 7 条第 1 項に定める景観計画重点区域 (以下「景観計画重点区域」という。)

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 1 2 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区又は生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 3 条第 1 項の規定による生産緑地地区

イ 高速自動車国道の区域、道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域

ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

エ 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園

オ 官公署、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館（当該博物館の用に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のものに限る。）、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 0 条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

3 第 2 種規制地域は、景観計画重点区域以外の区域のうち、前項第 2 号に掲げる地域、区域及び場所とする。

4 第 3 種規制地域は、景観計画重点区域（次に掲げる区域に限る。）のうち、第 1 種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

(2) 新川耕地区域

(3) 利根運河区域

5 第4種規制地域は、景観計画重点区域（流山本町区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

6 第5種規制地域は、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域以外の地域、区域及び場所とする。

（禁止物件）

第9条 何人も、次の各号に掲げる物件に屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

（1）橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯

（2）道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するもの

（3）街路樹、路傍樹並びに流山市緑化推進及び保全に関する条例（昭和48年流山市条例第13号）第6条第1項の規定により指定された保存樹木及び保存樹林として指定された区域内の樹木（敷地を含む。）

（4）信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するもの

（5）電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの

（6）郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

（7）送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔

（8）煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するもの

（9）形像及び記念碑

2 前項第5号に掲げるもののほか、電柱又は街灯柱には、貼り紙若しくは貼り札等（法第7条第4項に規定する貼り札等をいう。以下同じ。）を表示し、又は広告旗（同項に規定する広告旗をいう。）若しくは立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

3 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。

（告示）

第10条 前2条の規定による市長の指定は、告示によらなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（申請及び許可）

第 11 条 本市内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物等の表示又は設置

(2) 屋外広告物等の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）

(3) 許可の更新

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、当該申請のあった日から起算して 10 日を経過する日（当該日が流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第 23 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下この条において「休日」という。）に該当する日である場合は、当該日後において最も近い休日でない日）までに当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該申請の内容について補正を求めた場合における当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（許可の基準、有効期間及び条件）

第 12 条 市長は、屋外広告物等が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条第 1 項の許可をしなければならない。

(1) 第 7 条及び第 9 条の規定に違反していないこと。

(2) 道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあつては、当該場所の機能を妨げないこと。

(3) 信号機、道路標識等と類似していないこと又はこれらの効用を妨げるおそれのないこと。

(4) 形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になるおそれのないこと。

ア 著しく退色し、又は塗料等の剝離した状態

イ 著しく破損し、又は老朽した状態

ウ 倒壊し、又は落下するおそれのある状態

(5) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に違反し、又はそのおそれのないこと。

(6) 第 8 条第 1 項の規則で定める制限の内容を満たしていること。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する

ため必要な限度において、許可の有効期間その他の条件を付することができる。

3 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。

(適用除外)

第13条 第8条及び第11条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

- (1) 法令等に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する屋外広告物等
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する屋外広告物
- (8) 良好な景観を形成するために描写した絵画その他の具象的な図柄等を表示し、又は設置するもののうち、規則で定める屋外広告物等
- (9) 次に掲げる屋外広告物等のうち、規則で定める基準に適合するもの
 - ア 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
 - イ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物
 - ウ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
 - エ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物
 - オ 自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める屋外広告物等

- (1 0) 人、動物、車両（鉄道車両又は自動車を除く。）、船舶等に表示し、又は設置する屋外広告物等
 - (1 1) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する屋外広告物等（次号に掲げる屋外広告物等を除く。）で、次に掲げるもの
 - ア 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため表示し、又は設置する屋外広告物等
 - イ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める屋外広告物等
 - (1 2) 前号に掲げるもののほか、自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 7 条第 1 項第 5 号に規定する使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。）の車両に表示し、又は設置する屋外広告物等であって、その使用の本拠の位置において効力を有している屋外広告物等に関する条例の規定に基づいて表示し、又は設置しているもの
- 2 第 8 条の規定は第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する屋外広告物等について、第 9 条第 1 項の規定は次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- (1) 前項第 1 号、第 2 号又は第 9 号ア若しくはイのいずれかに該当する屋外広告物等
 - (2) 第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、第 9 条第 1 項第 8 号に掲げる物件に表示する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 3 第 9 条第 2 項の規定は、第 1 項第 1 号から第 6 号まで又は第 9 号ア若しくはイのいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- 4 第 9 条第 3 項の規定は、第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- （特例の許可）

第 1 4 条 市長は、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公

衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、第34条第1項に規定する審議会の議を経て、第8条、第9条及び第12条第1項の規定にかかわらず、その表示又は設置を許可することができる。この場合において、第11条第2項中「10日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物等を変更し、又は改造してはならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による許可の場合に準用する。

(許可の表示)

第15条 この条例に基づく許可を受けた者は、当該許可の期間中、規則で定めるところにより、屋外広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項第2号又は第14条第2項の規定に違反したとき。

(2) 第12条第2項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 第20条第1項又は第2項の措置の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地)

(2) 許可を取り消した対象行為の位置及び内容

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、流山市行政手続条例(平成9年流山市条例第23号)の規定に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

(管理義務)

第17条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

(大規模な屋外広告物等の管理)

第18条 この条例に基づく許可を受けた者が当該許可に係る屋外広告物等(規則で定める規模以上の屋外広告物等に限る。)を表示し、又は設置したときは、次の各号のいずれかに該当する者にそれらの管理を行わせなければならない。

(1) 千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。)第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者

(2) 県条例第17条の11第1項第1号に掲げる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者として規則で定める者

2 前項の屋外広告物等の管理を行わせる者は、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する時まで定めなければならない。

(除却義務)

第19条 屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、当該表示又は設置に係る許可の有効期間が満了したとき、第16条第1項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は屋外広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物等を除却しなければならない。第35条各項に規定する屋外広告物等について同条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び第2項に規定する期間が経過した場合においても同様とする。

2 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令及び広告主への指導)

第20条 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、第16条第1項第2号の規定に該当する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 3 第16条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により必要な措置を命じたときに準用する。
- 4 市長は、法第7条第2項の規定により、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合は、5日以上を期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに市長に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等がある場合において、その違反の是正又は改善のため必要があると認めるときは、当該屋外広告物等に係る広告主に対し、必要な指導を行うことができる。

(屋外広告物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該屋外広告物等を除却した日時
- (3) 当該屋外広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、保管を始めた後遅滞なく、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、当該公示の日の翌日から14日間(法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物等にあつては、2日間)、流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等の権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の

要旨を公告すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行ったときは、規則で定めるところにより保管等の状況に関する書類を整備し、関係者の閲覧に供さなければならない。

(屋外広告物等の価額の評価の方法)

- 第 2 3 条 法第 8 条第 3 項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

- 第 2 4 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した屋外広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる屋外広告物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に規定する屋外広告物等の売却の手続は、規則で定める。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第 2 5 条 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第 8 条第 3 項第 1 号の条例で定める期間 2 日
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号の条例で定める期間 3 月
- (3) 法第 8 条第 3 項第 3 号の条例で定める期間 2 週間

(屋外広告物等を返還する場合の手続)

- 第 2 6 条 市長は、保管した屋外広告物等(法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該屋外広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

- 第 2 7 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者から報

告を求め、又は当該職員をして屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地位の承継)

第28条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、変更後のこれらの者は、それぞれ変更前のこれらの者のこの条例に基づく地位を承継する。

(届出)

第29条 第18条第2項の規定により屋外広告物等の管理を行わせる者を定めたときは、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理を行わせる者を変更したときも同様とする。

2 前項に規定するもののほか、この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、当該屋外広告物等を管理する者を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該屋外広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は所在地)を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

5 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第 3 0 条 第 1 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による申請をしようとする者は、流山市景観条例の定めるところにより、その申請内容について市長に事前協議しなければならない。

第 3 章 特定屋内広告物に関する制限等

(特定屋内広告物の表示の制限)

第 3 1 条 第 1 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域においては、特定屋内広告物を表示してはならない。ただし、規則で定める基準を満たす特定屋内広告物については、この限りでない。

2 第 2 種規制地域及び第 5 種規制地域において特定屋内広告物を表示するときは、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる特定屋内広告物については、適用しない。

(1) 法令等に基づき表示する特定屋内広告物

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する特定屋内広告物

(3) 公職選挙法に基づく選挙運動のため表示する特定屋内広告物

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示する特定屋内広告物

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する特定屋内広告物

(6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示する特定屋内広告物

(7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する特定屋内広告物

(8) 良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としない特定屋内広告物

(9) 規則で定める範囲以外の範囲に表示する特定屋内広告物

(1 0) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、特にやむを得ないものとして第 3 4 条第 1 項に規定する審議会の議を経て市長が決定した特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の届出)

第 3 2 条 規則で定める規模以上の特定屋内広告物 (前条第 3 項各号に

掲げる特定屋内広告物を除く。)を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該行為に着手する30日前までに市長に届け出なければならない。

2 第30条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(助言、指導、勧告及び公表)

第33条 市長は、第31条の規定に違反していると認めるとき、又は前条第1項の規定による届出がないときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、その助言又は指導に従うよう勧告することができる。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに準用する。

第4章 審議会への諮問

第34条 広告物等に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、流山市広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第8条第1項の規則で定める制限並びに第13条第1項第9号及び第11号イ並びに同条第2項第2号及び第3号並びに第31条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第8条第2項第2号イ、ウ及びカ並びに第9条第1項第2号、第4号、第5号及び第8号の規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。

(3) 第13条第1項第9号オ及び第11号ウに規定する規則で定める屋外広告物等を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(4) 第18条第1項各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(5) 第18条第1項第3号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(6) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 屋外広告業を営む者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民等

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(経過措置)

第35条 第9条第1項第2号から第5号まで若しくは第8号の規定による指定(当該指定の変更を含む。)又は同条の規定による屋外広告物等の表示若しくは設置を禁止する物件の変更があった際、現に第11条第1項の許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等で、当該指定又は変更(次項において「指定等」という。)によりこの条例に違反することとなるものについては、当該許可の有効期間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。

2 指定等があった際、現に適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定等によりこの条例に違反することとなるもの(前項に規定する屋外広告物等を除く。)については、当該指定等があった日から1年間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。

3 第1項の規定は、第8条第2項第2号イ、ウ若しくはカの規定による指定(当該指定の変更を含む。)若しくは同条の規定による地域、区域及び場所の変更又は第12条第1項各号に規定する許可の基準の変更があった際、現に第11条第1項の許可を受けて表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定若しくは地域、区域若しくは場所の変更又は許可の基準の変更によりこの条例に違反し、又はこ

の条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについて、準用する。

(手数料)

第36条 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別表に定める屋外広告物等の区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条又は第9条の規定に違反して屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第20条第1項の規定による命令に違反した者

2 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章の規定 平成32年4月1日

(2) 第4章並びに附則第7項及び第8項の規定 公布の日

(屋外広告物等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に表示され、又は設置されている屋外広告物等のうち、施行日の前日までに県条例第6条第1項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の許可を受けていた屋外広告物等(以下「旧許可物件」という。)であって、施行日以後第12条第1項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から3年間(当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第11条第1項第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、県条例第6条第1項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の許可の基準を第12条第1項各号の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第12条第3項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が施行日から3年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から3年を経過する日までの期間)」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に県条例の規定に適合して表示され、又は設置されている屋外広告物等のうち、旧許可物件を除くものであって、施行日以後第12条第1項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から3年間(当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第11条第1項第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第12条第1項の規定にかかわらず、第11条第1項の許可があったものとみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたとみなされる許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、この条例の規定による許可の基準にかかわらず、施行日の前日における県

条例の規定による許可の基準に基づきするものとする。

(特定屋内広告物に関する経過措置)

- 6 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の際、現に表示されている特定屋内広告物のうち、当該規定の施行の日以後第 3 1 条の規定に違反することとなる特定屋内広告物（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、同日から 2 年間（当該期間の満了前に当該既存不適格物件にその規模、形態又は意匠の変更を加えようとするときは、当該変更を加えるまでの間）は、同条の規定は適用しない。

(指定等の特例)

- 7 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間においても、第 3 4 条第 2 項各号に掲げる行為を行うことができる。

(審議会の委員の任期の特例)

- 8 第 3 4 条の規定の施行の日以後最初に委嘱する審議会の委員（当該委員の補欠の委員を含む。）の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、その任期の末日を平成 3 3 年 3 月 3 1 日までとすることができる。

(流山市手数料条例の一部改正)

- 9 流山市手数料条例（平成 1 2 年流山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 2 年千葉県条例第 1 号）に基づく屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）関係の項を削る。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 削除

別表（第 3 6 条関係）

屋外広告物等の区分	金額
1 建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等	1 面又は 1 基につき、8,500 円
2 アーチ	1 基につき、8,500 円

3 電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物	1箇所につき、600円
4 アドバルーン	1個につき、8,500円
5 幕、旗又はのぼり	1枚につき、1,100円
6 立看板等	1枚につき、1,100円
7 貼り紙	10枚までごとに、600円
8 貼り札等	10枚までごとに、600円
9 鉄道車両又は自動車を利用する広告物	1面につき、2,700円